

社会福祉法人若竹会 新たな郷わかたけ
障害児入所施設らいず（短期入所）
サービス重要事項説明書 契約書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス契約の締結（または利用申請）を希望される方に対して厚生労働省令に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約（または申請）上、ご注意いただきたいことを説明するものです。

福祉型障害児入所施設らいず(短期入所) 重要事項説明書

1 サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人若竹会
所在地	岩手県宮古市和見町 8 番 33 号
電話番号	電話:0193-65-6200 FAX:0193-62-9800
代表者氏名	理事長 及川 穰
設立年月日	令和 4 年 4 月 1 日

2 事業所の概要

事業所の名称	福祉型障害児入所施設らいず
事業所の所在地	岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第 4 地割 1 番 42
電話番号	電話:0193-77-5100(代表) FAX:0193-77-5123
管理者氏名	高屋敷大助
居宅支援の種類	短期入所
開設年月日	令和 4 年 4 月 1 日
利用定員	宿泊利用 2 人
運営方針	障害児の介護者が病気などのとき、短期間その生活介護を提供して、介護者の負担軽減を図る。

3 職員体制

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1 名		主管業務を掌理し、職員の指揮監督に関すること 入所児童等の虐待防止に関すること
児童発達支援管理者	1 名		入所児童の支援計画の管理等に関すること
看護師	1 名		入所児童等の健康管理及び疾病児童の看護に関すること保健衛生計画に関すること
児童指導員 保育士	5 名以上	2 名	入所児童等の生活指導及び生活記録に関すること 入所児童等の進路指導及び作業指導に関すること

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理栄養士	1 名		入所児童等の栄養管理に関すること
介助員・事務員	2 名		児童等の事務に関すること
調理員	1 名以上		入所児童等の給食調理に関すること
嘱託医	1名		疾病児童の治療に関すること

4 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	日勤 8:30～17:30 変則勤務あり
看護師	日勤等 8:30～17:30 変則勤務あり
児童指導員 保育士	早番 7:00～16:00 遅番 10:00～19:00 日勤 8:30～17:30 夜勤 15:30～翌9:00
事務員	日勤 8:00～17:00
調理員	委託先の就業時間
嘱託医	月に1回指導に来ます。

5 施設の主な設備

設備の種類	室数	備 考
居室	16 室	個室
食堂	2 カ所	ユニットタイプ
浴室・洗面所	2 カ所	
トイレ	2 カ所	
医務室	1 室	
機能訓練室	1 室	
職員室	1 室	
事務室	1 室	

6 利用料金

市町村長が定めた利用者負担額及び食材費、水道光熱費等の実費をいただきます。

①市町村長が定めた、利用者負担額

扶養義務者分 事業費の1割(上限月額 円)

②食費等

1食あたり 450 円

水道光熱費 1 日 325 円

③その他

レクリエーション費用等は、自己負担になる場合があります。

7 短期入所サービスご利用中のサービスの中止

短期入所サービスを利用中にサービスを中止して退所する場合には、退所日までの日数で計算の上、請求いたします。

※ 下記事項にあてはまる場合、短期入所サービス利用中でもサービスを中止する場合があります。

- ・保護者、又は児童が途中で施設を出たいと事業者申し出たとき
- ・利用中に体調が悪くなったとき
- ・他の利用者に怪我をさせたり、大きな迷惑をかけたとき

このようなことがあったときは、必要に応じ、保護者にご連絡します。

8 支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求を納付書により行いますので、請求のあった月の月末までに下記納付場所にお支払い下さい。

〈納付場所〉 岩手銀行、宮古信用金庫、東北銀行、北日本銀行、東北労働金庫、
新岩手農業協同組合、岩手県信用漁業協同組合連合会の各本店(所)・支店(所)

これにより、上記金融機関から受け取った受領済通知書を、正式な受領書とします。

9 緊急の対応方法

短期入所サービス提供中に緊急のことがあった場合には、早急に保護者に連絡するほか、必要に応じ、主治医に連絡する等の措置を講じます。

緊急時の保護者等の連絡先

名前(続柄)	
連絡先	
名前(続柄)	
連絡先	

12 事故発生時の対応方法

事故が発生した場合は、都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、惨害賠償を速やかに行います。

本施設は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉事業総合保険
補償の概要	対人事故補償・対物事故補償等

11 食事について

前述の食事時間に利用される場合は、原則として食事を摂っていただくこととなります。何らかの事情で、食事が不要な場合には、利用申し込みの際に申し出下さい。

12 サービス内容についての苦情相談

(1) 施設の苦情相談窓口(受付担当者)

職氏名	所長 高屋敷大助
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
担当者が不在の時は、直接職遇職員が代行します。	

(2) 苦情解決責任者

所長 高屋敷大助

(3) 施設の第三者委員

[名前と連絡先]

伊藤隆司	元はまゆり学園長
本正千夏	宮古恵風支援学校長
戸由忍	宮古圏域障がい者福祉推進ネット事務局長

(4) 市町村

市町村名	宮古市
担当	保健福祉部福祉課 電話 0193-62-2111

(5) 岩手県社会福祉協議会(岩手県福祉サービス運営適正化委員会)

盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内
電話 019-637-8871 FAX 019-637-4255

15 虐待防止に関する相談窓口

窓口担当者 児童発達支援管理者

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

担当者が不在の時は、直接職遇職員が代行します。

その他の相談窓口 障がい者 110 番 岩手県盛岡市三本柳 8-1-3

ふれあいランド岩手内

電話番号 019-639-6533(平日連絡先)

090-2277-3456(土日祝日夜間)

令和 年 月 日

短期入所サービスの提供に関し、契約書及び、本書面により重要事項の説明を行いました。

事業所

所在地 岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第 4 地割 1 番地 42

名称 障害児・者一体型施設 新たな郷わかたけ
福祉型障害児入所施設らいず

説明者

印

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、短期入所サービスの提供開始に同意しました。

保護者

住所

氏名

印

入所する児童

氏名

福祉型障害児入所施設らいず(短期入所) 利用契約書

_____さん(以下「利用者」といいます。)&障害児入所施設らいず(以下「事業者」といいます。)&は、障害児入所施設らいず、で行う短期入所サービス(以下「サービス」といいます。)&について次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、障害者総合支援法の趣旨に従い、利用者に対し短期入所サービスを実施し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する利用者負担額及び食費等の実費(以下「利用料金」といいます。)を支払います。

(契約の期間)

第2条 本契約の契約開始は、令和 年 月 日から契約終了日までとします。

2 この契約でいう「契約期間」とは、前項に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、前項で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現にサービスを実施する期間をいいます。

(サービスの内容)

第3条 事業者は、利用者の利用時間、利用形態により、【サービス重要事項説明書】に記載されているサービスを提供します。

2 事業者は、サービスの提供に際し、利用者の命や身体を守るために、やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限することをしません。

(サービス提供の記録)

第4条 事業者は、サービスの終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けるものとします。

2 事業者は、サービスの提供に関する書類を整備し、この契約終了後、5年間保存します。

3 事業者は、利用者の依頼により、サービス記録等の閲覧及びこの複写の交付を行うものとします。

(利用の中止・変更・追加)

第5条 利用者は、第2条第2項に定める利用期間前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは追加することができます。この場合には、利用者はサービス開始日の前日までに事業者に出すものとします。

2 事業者は、前項による利用者からの変更または追加の申し出に対し、居室が満杯等の正当な理由がない限り、この申し出を断ることをしないものとします。

3 利用者は、サービスの利用中であっても、前日までに事業者へ申し出ることにより、このサービスを中止することができます。

4 事業者は、利用者の体調不良等サービスを継続することが困難と認められるときは、このサービスを中止することができます。

5 サービス利用中に利用者が病院へ入院した場合、このサービスは直ちに中止となります。

(利用料金)

第6条 利用者は、事業者から受けるサービスに対し、【重要事項説明書】に定められている利用料金を毎月ごとに支払うものとします。

なお、市町村から支払われる自立支援給付については、事業者が市町村から直接受領しますので、利用者が直接支払う必要はありません。

2 事業者は、利用者に対し、利用料金の請求を利用した翌月の15日までに送付します。利用者は、この請求について、【重要事項説明書】の支払い方法により送付された月の末日までに支払いをするものとします。

(利用料金の変更)

第7条 事業者は、利用者に対し、30日前までに文書をもって通知することにより、利用料金の変更をすることができます。

2 利用者が、前項について了解したときは、事業者が新しい利用料金を記載した【別紙】を作成し、それぞれ1通を保有するものとします。なお、利用者が、利用料金の変更を了解しないときは、事業者に対して、文書をもって通知することにより、この契約を終了することができます。

(契約の終了)

第8条 利用者は、この契約の有効期間中、契約終了を希望する7日前までに事業者文書をもって通知することにより、契約を終了することができます。ただし、利用者の入院等、やむを得ない事情がある場合には即時に終了することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情により契約の継続が困難であるときは、利用者に対し、30日前に正当な理由を記載した文書をもって通知することにより、この契約を終了することができます。

3 次の各号の一に該当する場合は、事業者が利用者に文書をもって通知することにより、直ちにこの契約を終了することができます。

(1) 利用者が、事業者を支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上支払わず、催促にも応じないとき。

(2) 利用者が、事業者や施設職員及び他の利用者等に対し、この契約の継続が困難となるような行為をしたとき。

4 次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了となります。

(1) 利用者が施設に入所したとき。

(2) 利用者がサービスについての自立支援給付の支給が取り消された場合。

(3) 利用者が死亡したとき。

(秘密の保持)

第9条 事業者及び施設職員は、業務上知り得た利用者に関する事項について、秘密を保持します。この契約が終了した後も同様とします。

2 事業者は、事前に利用者の承諾を得ない限り、他の居宅サービス等の事業者を利用者の事項について情報の提供をしません。

(損害賠償)

第10条 事業者は、サービス提供中に、事業者の責に帰すべき理由により利用者に損害を与えたときは、その損害をすみやかに賠償します。

ただし、当該事故の発生につき、利用者による故意又は過失がある場合は、その限りではありません。

2 利用者の故意又は過失により、施設の設備又は備品等につき、通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合は、利用者がこれを負担します。

ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではありません。

(緊急時の対応)

第11条 事業者は、サービス提供中に、利用者が病気や怪我をした場合には、利用者の希望する医療機関又は事業者の指定医への診療を依頼します。

(他の事業者等との連携)

第12条 事業者は、サービスを提供する際には、市町村及び他の福祉や保健医療サービスを提供する事業者等と連携をとり、協力をしていきます。

(相談・苦情解決)

第13条 利用者は、相談や事業者が行ったサービスに対する苦情がある場合には、【サービス重要事項説明書】に記載されている苦情相談窓口に申し立てをすることができます。事業者は、苦情等を申し立てられたときは速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要の有無及びその方法について利用者に報告します。

2 事業者は、利用者が苦情申し立てをした場合、これを理由として利用者に対して一切の不利益を与えません。

(裁判の直轄)

第14条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地在を直轄する裁判所を第一審直轄裁判所とすることを予め合意します。

(本契約に定めない事項)

第15条 事業者及び利用者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、自立支援法その他諸法令に従い、事業者及び利用者は誠実に協議するものとします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者と事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

保護者

住所

氏名

印

利用児童

氏名

事業者

所在地 宮古市崎鍬ヶ崎第 4 地割 1 番 42

名称 福祉型障害児入所施設らいず

施設長 高屋敷大助

印